

## ○制限外積載許可取扱要領の制定について(通達)

(平成 12 年 3 月 2 日岡規第 104 号警察本部長例規)

**改正** 平成 13 年 6 月岡務第 50

38 号

平成 20 年 3 月第 195 号

平成 23 年 1 月岡規第 13 平成 29 年 3 月 2 日岡交企第 123 号、岡指第 108 号、岡規第 74 号、岡運免  
号 第 92 号、岡運管第 19 号

平成 31 年 3 月 6 日岡規

第 99 号

各部長・所属長

このたび、別添のとおり制限外積載許可取扱要領を制定し、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、制限外積載許可取扱要領の制定について(通達)(平成 5 年 7 月 27 日岡規第 330 号例規)は、廃止する。

別添

制限外積載許可取扱要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 57 条第 3 項に規定する許可(以下「許可」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、その一貫性を図ることを目的とする。

第 2 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。また、当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。

なお、車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同乗又は乗り継ぎの交替運転者がある場合、同一車両について申請に係る運転期間が例えば 1 週間である場合にその期間内で運転者が交替するときなどである。

第 3 許可の申請の受理

出発地を管轄する警察署長(以下「出発地警察署長」という。)は、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)第 8 条の規定により申請書 2 通を受理する場合において、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第 4 許可の単位

許可是、原則として 1 個の運転行為ごとに行うものとする。

なお、1個の運転行為とは、例えば、A 地点から B 地点まで積載物を運転する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

## 第5 許可の期間

許可の期間は、原則として 1 個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

## 第6 申請手続の特例

### 1 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為である場合

同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、包括して 1 個の運転行為とみなして処理するものとする。

この場合における許可の期間は、原則として 1 年以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 品目及び貨物の積載方法が同一であること。
- (3) 運転経路が同一であること。

### 2 法による他の許可と競合する場合

同一車両について制限外積載許可のほかに設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

## 第7 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 22 条第 3 号及び第 23 条第 3 号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、別図を参照して次の方法により測定するものとする。

### 1 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。

### 2 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。

### 3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

## 第8 審査基準

### 1 申請を受理した出発地警察署長は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)に定める手続により次に掲げる事項について、2 から 5 までの基準に従い、遅滞なく審査を開始しなければならない。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、許可申請者に対し、相当の期間

を定めて、当該申請の補正を求めるものとし、補正がない場合は許可を拒否するものとする。

- (1) 許可の対象貨物
- (2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法
- (3) 運転期間及び運転経路
- (4) その他道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

## 2 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第 57 条第 1 項の政令で定める積載重量等の制限又は岡山県道路交通法施行細則(昭和 35 年岡山県公安委員会規則第 6 号)第 8 条第 2 項の積載重量等の制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上单一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損なうと認められるものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事情(経費節約、時間の短縮等)により左右されるべきではない。

## 3 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が次の基準を満たさないこととなる場合又は積載物の重量が令第 22 条第 2 号及び第 23 条第 2 号に規定する制限を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。

- (1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び側車付きの自動二輪車(側車付きの自動二輪車については、ア及びイに係る部分に限る。)

### ア 積載物の長さ

自動車の長さに、その長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが 16.0 メートル(セミトレーラ連結車にあっては 17.0 メートル、フルトレーラ連結車にあっては 19.0 メートル、ダブルス連結車にあっては 21.0 メートル)を超えることとなってはならない。

### イ 積載物の幅

自動車の幅に 1.0 メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が 3.5 メートルを超えることとなってはならない。

### ウ 積載物の高さ

4.3 メートル(三輪の普通自動車及び府令第 7 条の 16 に規定する普通自動車にあっては 3.0 メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

### エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後から自動車の長さの 10 分の 3 の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 自動車の車体の左右から 0.5 メートルを超えてはみ出さないこと。

(2) 小型特殊自動車

ア 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの

イ 積載物の幅

自動車の幅に 1.0 メートルを加えたもの

ウ 積載物の高さ

2.5 メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後から自動車の長さの 10 分の 3 の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 自動車の車体の左右から 0.5 メートルを超えてはみ出さないこと。

(3) 自動二輪車(側車付きのものについては、ア及びイに係る部分を除く。)

ア 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置(リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。エにおいて同じ。)の長さの 2 倍の長さ

イ 積載物の幅

自動車の幅(府令第 5 条の 3 に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に 1.0 メートルを加えたもの)

ウ 積載物の高さ

2.5 メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

エ 積載の方法

(ア) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと(府令第 5 条の 3 に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から 0.5 メートルを超えてはみ出さないこと。)。

(4) 原動機付自転車

ア 積載物の長さ

積載装置(リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。イ及びエにおいて同じ。)の長さの 2 倍の長さ

イ 積載物の幅

原動機付自転車の幅(リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の幅に 1.0 メートルを加えたもの)

ウ 積載物の高さ

2.5 メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの

エ 積載の方法

(ア) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと(リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の左右から 0.5 メートルを超えてはみ出さないこと。)。

4 運転期間及び運転経路

(1) 運転期間

交通が特に集中する日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの(重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等)が存在しないこと。

5 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

- (1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第 55 条第 2 項及び第 71 条第 4 号の規定による積載の方法及び運転者の遵守事項に照らし適切であると認められること。
- (2) 当該積載による運転が、当該車両の構造又は道路交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

第 9 審査方法

許可申請に対する審査は、車両の構造、積載物及びその積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所、積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法、図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第 10 許可の条件

出発地警察署長が許可に付することができる条件は、令第 24 条第 1 項に規定されているが、同項第 3 号の「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- (3) 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項

第 11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

出発地警察署長は、制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 47 条の 2 第 1 項の規定による車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。

## 2 合同会議の開催等

出発地警察署長は、第8の審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑、運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めなければならない。

## 第12 交通部交通規制課長との調整

- 1 出発地警察署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が第8の3の審査基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)と協議しなければならない。
- 2 出発地警察署長は、目的地が県外で、かつ、車両制限令(昭和36年政令第265号)第12条の規定による道路管理者の認定を必要とすると認められる制限外積載許可の申請があった場合は、交通規制課長を通じて関係都道府県警察に当該申請に係る車両の通行する道路及び交通規制の状況を確認した上、制限外積載許可の可否を判断するよう努めなければならない。

## 第13 交番その他の派出所及び駐在所に勤務する地域警察官による専決処分

出発地警察署長が岡山県警察署処務規程(昭和39年岡山県警察訓令第24号)第16条第2号に規定する制限外積載の許可の事務を交番その他の派出所及び駐在所に勤務する地域警察官に取り扱わせる場合において、当該警察官に専決処分させることができるとおりとする。

- 1 長さに関する制限外積載の許可申請であること。
- 2 第8の3の審査基準の範囲内の許可申請であること。この場合において、目的地が他の警察署の管内で、かつ、道路管理者の認定を必要とするものについては、許可に当たり、関係警察署に道路状況、交通規制状況等を確認しなければならない。
- 3 目的地が県内の許可申請であること。ただし、県外であっても交通上の危険が少ない場合には、交通課(交通第一課を含む。)に許可の可否、条件等について指示を受けた後許可を行うことができるものとする。

## 第14 その他

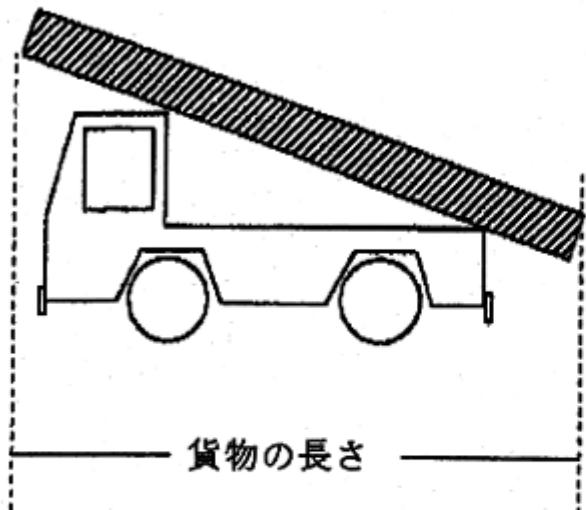
いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては、別に定めるところによる。

## 第15 文書の保存

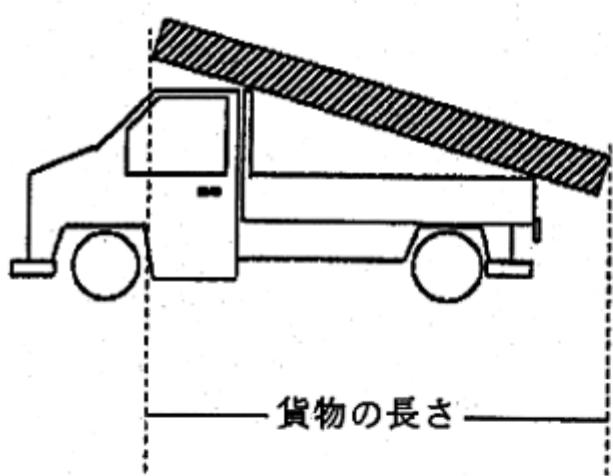
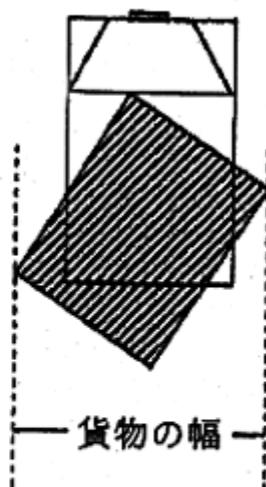
制限外積載等許可申請書は、受理した警察署において3年保存するものとする。

## 別図

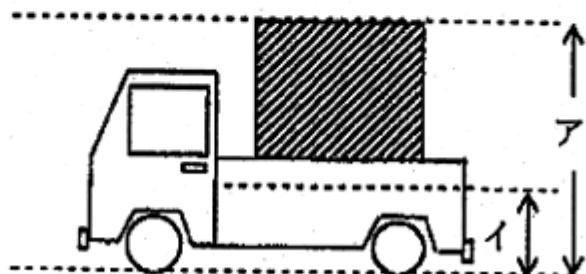
長さ



幅



高さ



アーライ = 貨物の高さ